

令和7年度第3回

埼玉地方労働審議会
家内労働部会

令和8年2月5日(木)

埼玉労働局労働基準部賃金室

令和7年度第3回 埼玉地方労働審議会家内労働部会議事録

- 1 日 時 令和8年2月5日(木) 午後1時30分～午後2時20分
- 2 場 所 埼玉労働局18階会議室
- 3 出席者 公益代表委員 金子委員 鈴木委員 禿委員
家内労働者代表委員 小林委員 矢島委員
委託者代表委員 加藤委員 廣澤委員
- 4 議事録

鈴木委員 只今より、令和7年度第3回埼玉地方労働審議会家内労働部会を開会いたします。委員の出席状況等について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 ただいま、公益代表委員3名、家内労働者代表委員2名、委託者代表委員2名、計7名がご出席されております。よって、地方労働審議会令第8条第1項に定める定足数を満たしており、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。公益代表の禿委員はテレビ会議システムによりご参加をいただいております。傍聴の申し込みはございませんでした。

本部会の議事、議事録および会議の資料は、埼玉地方労働審議会運営規定第7条により原則として公開します。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、または、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合は、部会長の判断により会議を非公開とすることができます。

鈴木委員 本日の議事録確認者についてあらかじめお願いいたします。公益は私が、家内労働者代表は矢島委員、委託者代表は廣澤委員にお願いいたします。

厚生労働省の通知では、適用家内労働者100名未満が、廃止を求める検討を開始する目安として挙げられているところですが、埼玉にある5つの最低工賃は現状すべて適用家内労働者が100名を下回ってい

ます。前回、これらの最低工賃を廃止する場合のプロセスについて議論いたしました。次のような方向性が示されました。

1つ目は、概ね3年ごとに実施している家内労働実態調査の結果、適用家内労働者が30人未満までに減少したことが判明したときに、その後、家内労働実態調査を3年間連続で実施し、委託状況や家内労働者数の経年変化を把握していくということでした。

2つ目は、3年連続で実施する家内労働実態調査では、既存の調査項目のほかに、廃止について議論する際に必要と思われる調査項目を加えてほしいという意見もありました。

3つ目は、廃止の議論をする際にはできれば関係する委託者と家内労働者の方を部会にお呼びして直接意見をお聞きしたいというご意見もありました。今回の議論の結果を文書として残しておくために、前回までの議論の内容を踏まえて書面案を事務局に用意してもらっております。事務局から配布をお願いいたします。

賃金室長 それでは、事務局の方から読み上げをいたします。

統計調査係長 (申合せ書(案)読み上げ)

鈴木委員 ありがとうございます。事務局に読み上げをしていただきましたが、これを基にして、3年連続で行う家内労働実態調査の実施方法や、追加すべき調査項目、関係家内労働者、委託者からの意見聴取方法について、ご意見をいただきたいと思っております。何かご意見はございますか。小林委員お願いいたします。

小林委員 意見というか、前回確認した内容でまとめていただいておりますので、我々側としてはこの内容で進めていければと考えております。

鈴木委員 ありがとうございます。委託者側はいかがでしょうか。

廣澤委員 私が提出した箇所についてですが、「当該最低工賃を廃止すべきか」という質問自体は、すでに設けられているものと承知しております。そのうえで、私が重要だと考えた点は、「どちらでもよい」という回答があった場合に、その理由や背景を確認することです。実際、予想していたよりも「どちらでもよい」という回答が多いという印象を受けました。そのため、当該部分については、回答内容の確

認を行うべきであるという趣旨で記載しております。

鈴木委員 ありがとうございます。

賃金室長 事務局からよろしいでしょうか。ここの「当該最低工賃を廃止するべきか」という質問を追加する」というのは事務局が入れたのですけれども、なぜかと言いますと、今回の足袋の調査票にはこの質問が入っているのですが、他の業種にはこの質問が入っていないものがありますので。

廣澤委員 そういう趣旨であれば、特に異論はございません。

鈴木委員 はい、ありがとうございます。公益委員はいかがでしょうか。金子委員いかがですか。

金子委員 調査項目に先ほどありましたところについて、追加いただくというところは、公益としてもよろしいかと思うのですが、質問の仕方としまして、理由の記載のところなのですが、回答する側として、理由のところが付加された場合、例えばそういう部分があるので回答を選択しないという可能性というのも考えられるかなというところもあって。

可能であれば、「どちらでもよい」というだけではなくて、積極的にその理由を書き欄というところは、どちらの廃止の方向でも廃止しない方向でも、記載したほうがよろしいのではないかなという印象を持っております。

鈴木委員 ありがとうございます。禿委員いかがでしょうか。

禿委員 今日はちょっとそちらに伺えず申し訳ありません。禿です。

基本的にご説明いただいた内容で了承しているのですが、確認したいことがあります。継続性の観点から調査項目の具体的な文言もあまり変えるべきではないというふうに前回もお話しがあったと思うのですが、どうしても気になることがあります。

2つありまして、「廃止すべきではないと思うか」というのは否定形なので何を聞かれているかすぐに分かりにくいのと、あと「廃止すべき」というのは、それは政策担当者が考えることであって自分が考え

るべきことなのだろうかと思われると回答に困る気がするので、「廃止したら困りますか」とか、何かそういうふうな聞き方もあればとか。

これを全部削除するのが無理であれば、「廃止されたらどんな影響があると思いますか」というふうに、何かちょっと分かりやすい、答えやすい聞き方のほうが、「どちらでもいい」とか「分からない」が減っていいのではないかなというふうに思います。

業者さんに聞く聞き方と、家内労働者の方に聞く聞き方をちょっと調整していただければ答えやすく正確になるかなというふうに思いました。以上です。

鈴木委員

禿委員ありがとうございます。私からもこの調査項目について一言お願いをしたいと思います。

禿委員のおっしゃるとおりだと思いますので、あまりネガティブな文章だとネガティブな思いのまま回答されてしまう可能性もありますので、中立な表現にさせていただくことに加え、主語を明確に、「あなたは」とか「御社は」とか、主語を明確にした設問にすると、比較的答えやすいかと思えます。

制度の廃止の議論については本部会で行いますので、当事者のお考えとか影響を伺える設問にさせていただくと思います。

また、フリーアンサーですとそこが空白になってしまう可能性がありますので、想定できる選択肢をいくつか設定した上で、「その他」ということで置いておくというののではないかなと思います。今回初めて全数調査していただきましたが、実際フリーアンサーのところについて皆さん書いていたわけではありませんでした。

恐らく今回、アンケート項目は廃止の議論の肝になるところだと思いますので、しっかり状況把握できるような工夫をしていただけるとありがたいです。

廣澤委員

例えば、フリーアンサーの形式を変えて、「どちらでもよい」の選択肢をそのまま残すのではなく、「すでに実効性を失っており、どちらでもよい」といった文言に置き換えることも考えられます。

このように回答選択肢そのものを調整すれば、フリーアンサー欄を設けなくても意見の背景をある程度把握することができると考えます。本省が重視しているポイントの一つは、当該制度が実効性を失っているかどうかという点です。したがって、回答者が「実効性を失っている」という認識を前提に「どちらでもよい」という立場を選択するの

であれば、回答としても一定の整理ができ、より集計しやすい形になると感じています。

鈴木委員 制度としての実効性の有無というのを伺いするという項目ですね。

廣澤委員 はい。

鈴木委員 その他、調査項目についてご意見ございますか。前回、30人という基準が示されましたが、30人未満というのが原案ですけれども、「以下」という表現もあるにはあるのです。今回この30人未満という表現でよろしいでしょうか。

小林委員 むしろ本省のほうも100人未満という表現にしているので、この30人未満という表現でいいと思います。

鈴木委員 ありがとうございます。特に異論なしということで、30人未満という表現のままでしたいと思います。

続いて、家内労働実態調査の(1)のところですが、連続3年度という話も前回しておりますが、足袋の場合、今年度実施はしているので、今年度を入れて3年なのか、今の議論ですと調査項目がまた新たに追加されるとか変更される可能性がありますので、同じ調査項目で3年連続してというふうに考えるのか、どちらにするのかというのも方針として決めなくてはいけないかなと思います。この3年連続という考え方について、ご意見を伺えますと幸いです。では、労働者側、お願いします。

小林委員 想定外だったものですから。足袋については、事業者側のヒアリングのところでの調査結果のところにもあるように、「あと2、3年ぐらいしかできないのではないか」といった回答をしている事業者もいるところの中から、正直あまり悠長に構えている余裕というのはないのかなと思うので、今回に限りは、特例というわけではないですけども、これが決まったところのきっかけのところでもまずこの全数調査が行われたというところもあるので、あと2年というようなところで推移を見ていくのでいいのかなと個人的には思っています。

鈴木委員 足袋に関しては、今年の調査プラスあと2年分ということですね。

矢島委員いかがでしょうか。

矢島委員 質問項目が色々変わるのであればやはり経緯を見なければいけませんけれども、この現在記載していただいているのに大幅な変わりがなければ、今年も含めて3年でいいかなと思います。

鈴木委員 ありがとうございます。委託者側はいかがでしょう。

廣澤委員 すでに実施した今年度の調査については、その結果を活かしていくということによろしいかと思います。ただ、繰り返しになりますが、今年度の結果には「どちらでもよい」という回答が一定数ございました。今年度の調査票には、その理由を記載する欄が設けられていなかったこともあり、回答の背景が十分に把握できていない部分がございます。したがって、可能な範囲で回答者の意図を確認していただくことを前提に、3年間の一つに含めるということによろしいのではないかと考えております。

鈴木委員 ありがとうございます。加藤委員いかがですか。

加藤委員 私も同様の意見です。今年は既にやっていたているわけですから、それについては活かしていただいて、あと2回目、3回目をやっていただければ、廃止の議論をする際にもっとも近いものが得られると思いますので、今回も含めて3回によろしいかと思います。

鈴木委員 ありがとうございます。金子委員、ご意見ございますか。

金子委員 私の方も、おそらく追加というふうな話ですけど、廣澤委員からもお話あったとおり、実効性のところを再度確認するというふうな、確定するにしても聞き方になると思うんですね。そうすると、今回のところでも是非についてのところなのですが、その影響については、項目10で具体的に廃止となった場合の影響みたいなところは聞かれていますので、趣旨からしても兼ねているというふうに捉えていいのではないかなと思います。

私は、今回の調査、1回目ということでカウントしてよろしいのではないかと考えます。

鈴木委員 ありがとうございます。禿委員いかがでしょうか。

禿委員 30人未満というのは、ぴったり30人だったときにどうするかということかもしれないですが、もしあれでしたら、以下にしておいたほうがいいかなとは思いました。ということと、あとはアンケート項目を変えるたびにリセットするのではちょっと話が進まないで、軽微な変更であれば、あるいはより良いものに軽微に変えるのであれば、それは積極的に取り入れたほうがより正確に把握できると思うので、変更があったとしても今回の調査が1回目として、今後2回目、3回目につなげていければいいのではないかというふうに思いました。以上です。

鈴木委員 ありがとうございます。まず3か年連続の考え方ですけれども、今回の足袋製造業については、2025年のものを1回目として、2026、7を2回、3回とするという考え方で労使ともに同じ意見だったかと思えますので、そのようにさせていただきたいと思えます。

あと30人未満にするのか以下にするのかというところですが、労使共に「未満」でOKということでした。禿委員からは30人だったとき、どう判断するのかという懸念も含めて、以下としてもいいのではないかというご提案もありました。これについてはいかがでしょうか。

廣澤委員 確認ですが、障害者雇用のように「0.5」などの端数でカウントすることはなく、今回の人数カウントについては整数で対応するという理解でよろしいでしょうか。

賃金室長 はい。

廣澤委員 そうですね。

賃金室長 要は未満か以下にするかで、30を入れるか入れないか。

廣澤委員 それだけの話ですね。

賃金室長 はい。

廣澤委員 労働者側は未満のほうがいいですよ。

小林委員 すみません、代弁していただいてありがとうございます。

廣澤委員 使側もあまりそれに対してこだわりはないです。

鈴木委員 そうですね、この法律自体は家内労働者の権利を守るという趣旨です。労働側のご意見で「未満」というのが出ていますので、禿委員いかがでしょうか、未満でよろしいですか。

禿委員 すみません、余計なことを申しました。結構です。ありがとうございます。

鈴木委員 とんでもございません。ありがとうございます。では基準としては30人未満ということにさせていただきます。

あと意見聴取の方法も3番目の項目に細かく書いていただきまして、できる限り当事者の方の意見を吸い上げるような努力をすると事務局のほうで宣言いただいたと思います。これについてはさらなるお願いがございますか。よろしいでしょうか。

今回2の(2)の調査項目について修正は入りましたが、基本はこのたたき台に沿って承認されたということによろしいでしょうか。

調査項目はおそらく実際に作って見ないといけないのかなと思います。今年度はもう終わっていますので、次回の調査前にしっかり確認できるように何か方法を考えていただきたいと思うのですが、よろしいですか。

賃金室長 はい。

鈴木委員 それとも今日中に考えますか。

金子委員 具体的な項目をこの文言という形にしてしまうとなかなか柔軟性を欠くと思うので、さきほどいただいた実効性、現状における実効性に関わる質問事項を入れることとするみたいな形でファジーな感じでしたらよろしいのかなと。

鈴木委員 そうですね、「最低賃金制度の実効性の状況を聞く質問項目を入れ

る」ということでしょうか。「その際は理由も聞く」ということですね。
最終案を作成して、ここで討議をするほうがよろしいですかね。

賃金室長 そうですね、決まったかたちで5つ全てに共通のものにしたいとは思っているのですが、書面に残しておいたほうが良いのではないかと、事務局としては思っております。

鈴木委員 仰るとおり書面に残したほうがいいのですが、この表現はすぐに思いつきますか。当該最低工賃の実効性の…。

賃金室長 これだけは必ず聞いておくというものをに入れて、あとはその他実効性に関する質問を入れるということで、いかがでしょうか。

例えば足袋の調査票には、既に「工賃が廃止となった場合、あなたが支払われる工賃額に影響が出ると思えますか」という質問が入っています。これに対しては、「出ると思う」「思わない」「分からない」の3つの選択肢を用意しています。この中で「出ると思う」と回答した人には更に、「どのような影響が出ると思うか、という質問をして、「工賃が下がると思う」「工賃が上がると思う」「他の影響が出ると思う」という選択肢から選んでもらうことにしています。そのうち、「他の影響が出ると思う」を選択した方には、具体的な内容を記入してもらう形にしていました。

また、「足袋製造業最低工賃を今後も決めておくべきだと思いますか、」という質問もありまして、これに対しては「廃止すべき」「廃止すべきではない」「どちらでもよい」という選択肢を用意しています。ここで「廃止すべきではない」と答えた人には、「上げた方がよい」、「下げた方がよい」という選択肢を用意して、ここから選んでくださいという質問をしています。

あと、「最低工賃が廃止された場合には何か影響があるか」という質問も入れているのですが、この質問、ネガティブな表現にならないように工夫して、これらの質問項目を他の最低工賃にも共通するものとしてはどうかと、事務局としては考えているのですが、委員の皆様のご意見をいただければと思います。

廣澤委員 段々と少し分からなくなってきたところもあり、もし私の理解がずれていましたら申し訳ありません。先ほどの申し合わせの中にあつた「当該最低工賃を廃止すべきか」という設問についてですが、例えば

質問自体を「当該最低工賃の実効性について」という形に変更し、「すでに実効性は失われている、いまだ有効である、分からない」といった選択肢を設ける方法もあるのではないかと考えました。このようにすれば、実効性に関する回答を整理して把握することができると思います。

また、「分からない」と回答した方については、その理由まで尋ねるのは難しい場合もありますので、そのような質問の設計方法も一案ではないかと考えております。

賃金室長 「実効性が今あると思いますか」という質問を加えるということではよろしいですか。

廣澤委員 「実効性について」という中立的な聞き方にすれば、「すでに実効性は失われている、いまだ有効である、分からない」といった回答が得られますので、結果として設問そのものが中立的な質問になるのではないかと考えました。

鈴木委員 ありがとうございます。報告書だと11のところに「廃止の是非について」とありますが、「廃止すべきである」と「存続すべきである」と多分中立なのかなと思います。存続というのか継続なのか。あとこの申し合せとして、文章をどうするかですよね。

最低工賃の実効性に関する質問を追加する、くらいですかね、ここで書けるのは。当該最低工賃の実効性に関する質問を追加する。

それであれば今日中に最終案を作成できますか。

賃金室長 はい。

鈴木委員 具体的にどう聞くのかですが、廣澤委員からご提案がありましたけれども、最低工賃の実効性はあるか、という設問をひとつ追加して「すでに失われている」「まだ有効である」「分からない」とするのはいかがですか。

心配なのは、この「分からない」にかたまってしまった場合ですが、少なくとも実効性について当事者がどう考えているのかというのは伺えますよね。

これは家内労働者側だけでなく、委託者にも聞きますか。委託者にも。双方に追加する。

賃金室長 質問の仕方として、特に家内労働者の方向けには、実効性ありますかどうかと聞かれても、「実効性って何？」と考えてしまうと思うので、今この最低工賃が決まっていることに意味があるというか、重要だと思えますかとか、大切だと思えますかとか、そんな聞き方をしてあげたほうが…それは事務局が考えればいいですね。

鈴木委員 そうですね、最終的に調査票にどう落とし込むのかというのはさらなる苦勞だと思えますが、まずは申し合せの段階では実効性に関する質問を追加するぐらいに留めておいて、あとは5つの部会で共有できるような設問が追加できるといいですね。今日だとそのぐらいでしょうかね。

賃金室長 ならば、お配りしたたたき台の中の記の2の(2)の調査項目のポツの2つ目のところを、「当該最低工賃の実効性に関する質問を追加する」とすることで、いかがでしょうか。

鈴木委員 「またその理由を確認する」くらいでしょうか。

賃金室長 はい。それでは、確認していただくために、印刷して出します。

鈴木委員 ではちょっと小休憩ということによろしいですかね。5分程度、小休憩といたします。

(審議休止)

鈴木委員 部会を再開いたします。事務局から最終案を配布していただいておりますが、お手元にございますか。

今、禿委員は画面共有で確認いただければと思います。修正した箇所は2の(2)調査項目の2つ目の点ですかね。

当該最低工賃の実効性に関する質問を追加する、またその理由を確認する、ということですね。

では本部会でこの申し合せを今年度まとめたということで、ご了承いただければと思います。

賃金室長 申し合せ書は、本日付けで作成します。

鈴木委員 それでは適用家内労働者が少数である最低工賃について、今後こちらの申し合せの文書によることとします。

 続いて議題の2つ目、埼玉県足袋製造業最低工賃についての議論に移ります。

 埼玉県足袋製造業最低工賃は、今回の家内労働実態調査で適用家内労働者が16人ということが判明しています。事務局は先ほど申し合せに至った内容のとおり、3年間に亘って家内労働実態調査を実施してください。

 今回全ての家内労働者を対象として調査しましたが、これを特別調査の第1回目とすることについて、皆様のご意見も共有できているかと存じます。3年間の連続調査が終わったときに廃止に向けた検討を行うわけですけれども、年に1回部会を開催しまして、進捗状況を確認しながら廃止に向けた議論を進められればと存じます。

 もう一つ、今回この足袋の最低工賃を改正するか、それとも今年度は改正を見送るかについて、双方の委員からご意見をいただきたいと思います。まず家内労働者代表委員のご意見はいかがでしょうか。

小林委員 改訂すべきであるというのが結論のところですか。家内労働法のところに「最低賃金との均衡を考慮して定める」というところがありますので、現在の工数のところから計算していても700円台800円台、800円台は間違いなくあると思うので、そうするともう大きな開きが出てきているというところから、そのように考えております。

鈴木委員 ありがとうございます。矢島委員、補足ございますか。

矢島委員 同じ考えであります。

鈴木委員 ありがとうございます。委託者側委員いかがでしょうか。

廣澤委員 昨今の状況を踏まえれば、工賃を上げないという選択肢は現実的ではないと考えておりますので、特に異論はございません。

鈴木委員 ありがとうございます。加藤委員いかがでしょうか。

加藤委員 私も昨今の状況を考えれば、見直しをしたほうがいいのではないか

と思います。ただし、最低工賃と最低賃金との差というのはどういう差があるのかをもう少し明らかにしてもらった上で、どうするかというのも考えていきたいと思いますので、その辺も調査していただければありがたいと思います。

鈴木委員 事務局のほうで最低賃金と最低工賃の状況についてご説明いただいてもよろしいでしょうか。

賃金室長 前回足袋の最低工賃は令和5年に改正されております。令和5年の3月31日に発効でした。当時の埼玉県最低賃金は、そのとき有効だったものは令和4年の10月1日発効のもので、時間額987円でした。
現在の埼玉県最低賃金は時間額で1,141円ですので、計算しますと、その間で埼玉県最低賃金は15.6%上昇しています。最低賃金との均衡を図るとなると、その辺も踏まえてということになるのかなというふうには思います。

鈴木委員 ありがとうございます。加藤委員、今のような事務局の回答を踏まえていかがでしょうか。

加藤委員 前回の個別の工賃の内容について踏み込むのかどうかお聞きした際に、やはり最低賃金の上昇率等を考えて全体的なパーセンテージを見ていくというお話がありましたので、今の話は納得しておりますが、そういった発射台は所与のものとして、あとはパーセンテージを考慮ということに今までもなっているのでしょうか、そういうことになるのでしょうかね。

鈴木委員 最低賃金の引き上げと同等にというのは、この場では申し上げることはできません。やはり金額審議の場で決めていく内容かなと思います。今回は、昨今の状況を踏まえて改正するか否かというところを判断していただければと思いますので、よろしく願いいたします。
家内労働者代表委員、委託者側代表委員ともに改正について可というご意見だったかと思いますが、公益委員はいかがでしょうか。金子委員お願いいたします。

金子委員 私としても、各委員のおっしゃるとおり、改正をする方向でということ述べてさせていただきたいと思います。

鈴木委員 ありがとうございます。禿委員いかがでしょうか。

禿委員 私も改正するという事に賛同いたします。

鈴木委員 ありがとうございます。私も昨今の賃金の引き上げの状況を踏まえ
ますと改正は必要かなと思いますので、この場では全会一致というこ
とで、改正の諮問を行うというふうにしたいと思います。事務局は、
改正諮問の事務を進めていただければと存じます。

 続いて、議題3その他ですが、事務局から何かございますか。

賃金室長 第15次最低工賃新設・改正計画において、本年度中に埼玉で改正を
予定しているもう一つの最低工賃、埼玉県革靴製造業最低工賃につ
いてお伝えします。

 当該最低工賃については、今回ご審議いただいた適用家内労働者が
少数である最低工賃の在り方に関する結論に関わらず、今年度に限っ
ては同内容の最低工賃を設定している東京労働局と連絡調整の上で改
正の諮問をするか否かを判断するという事で、委員の皆様のご了解
を得たところです。その後、東京労働局と調整した結果、革靴製造業
最低工賃については埼玉、東京ともに改正を行うということになった
ことをご報告いたします。

 最後に、委員の皆様には労働基準部長からお礼のご挨拶を申し上げたい
と思います。

労働基準部長 皆様お疲れ様です。この度は、家内労働者が減っていくなかで最低
工賃のあり方について取りまとめにご協力いただきまして厚く御礼を
申し上げます。ありがとうございます。

 埼玉県においては、過去に最低工賃の廃止について家内労働部会で
審議していただきました。おそらくその当時は、適用される家内労働
者の意見というのが十分に把握できていない状況の中で、なかなか廃
止まで持っていくのはどうか、適当ではないのかという判断から最低
工賃を据え置いてきたものと考えております。

 今回非常に難しい課題について慎重にご検討いただき、廃止の議論
を始める際の目安、それから家内労働者の意見を十分に把握した上で
進めるべきであるという、ご意見をいただきました。今後は廃止の議
論を進める場合には、このご指摘を踏まえ確実な準備を行ってまいり

たいと思います。

あらためまして今回のご審議に深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

鈴木委員

以上をもちまして令和7年度第3回埼玉地方労働審議会家内労働部会を終了いたします。本日もありがとうございました。